

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月 2 1 日

河合町長 岡井 康德

河合町条例第10号

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年3月河合町条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中

「

B	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含)	ひとり親世帯等	0	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000	1,500	0
C1	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	3,100	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	6,200	6,200	0

」を

「

B	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含)	ひとり親世帯等	0	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000	0	0
C1	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	3,000	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	6,200	3,100	0

」に

改め、同表第2項中

「

B	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含)	ひとり親世帯等	0	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000	1,500	0
C1	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	6,400	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	12,800	6,400	0

」を

「

B	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含)	ひとり親世帯等	0	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,000	0	0
C1	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	3,000	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,200	5,600	0

」に

改める。

別表第2第1項中

「

C1	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	7,800	6,600	6,600
		ひとり親世帯等以外の世帯	15,600	13,200	13,200
C2	市町村民税所得割	ひとり親世帯等	12,000	10,800	10,800

	課税額77,101円未 満の世帯	ひとり親世帯等以 外の世帯	24,000	21,600	21,600
--	---------------------	------------------	--------	--------	--------

」を

「

C1	市町村民税所得割 課税額48,600円未 満の世帯	ひとり親世帯等	7,200	4,800	4,800
		ひとり親世帯等以 外の世帯	15,600	13,200	13,200
C2	市町村民税所得割 課税額77,101円未 満の世帯	ひとり親世帯等	7,200	4,800	4,800
		ひとり親世帯等以 外の世帯	24,000	21,600	21,600

」に

改め、同表第2項中

「

C1	市町村民税所得 割課税額48,600 円未満の世帯	ひとり親世帯等	7,600	6,400	6,400
		ひとり親世帯等以 外の世帯	15,200	12,900	12,900
C2	市町村民税所得 割課税額77,101 円未満の世帯	ひとり親世帯等	11,700	10,500	10,500
		ひとり親世帯等以 外の世帯	23,500	21,100	21,100

」を

「

C1	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	7,200	4,800	4,800
		ひとり親世帯等以外の世帯	15,200	12,900	12,900
C2	市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	7,200	4,800	4,800
		ひとり親世帯等以外の世帯	23,500	21,100	21,100

」に

改め、同表備考第6項中「B階層、C1階層及びC2階層（市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に定める特定被監護者等が2人以上いる場合、」を「B階層に属する世帯において、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に定める特定被監護者等が2人以上いる場合、当該特定被監護者等のうち、最年長の者から順に2人目以降の利用者負担の月額は0円とする。C1階層及びC2階層（市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯に限る。）に属する世帯において、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。